

中部大学後援会会則

- 第1条 本会は中部大学後援会と称する。
- 第2条 本会の事務局は中部大学内におく。
- 第3条 本会は中部大学に協力し、大学を後援することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。
- (1)大学の教育、研究及び施設設備の拡充
 - (2)学生の就職斡旋活動に関する援助
 - (3)大学と保護者との連絡・会報の発行
 - (4)学生の福利厚生・奨学金援助
 - (5)学生の課外教育活動育成に必要な事業・援助
 - (6)その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会は次の会員をもって組織する。
- 正会員 中部大学学生の保護者
- 賛助会員 本会の趣旨に賛助する者
- 第6条 本会に次の役員をおく。
- 会 長 1 名
- 副会長 2 名 又は 3 名
- 幹 事 各学科若干名
- 監 査 3 名
- 顧 問 若干名
- 第7条 会長、監査は評議員会において会員のうちから選出する。
- 2 副会長、幹事は会員のうちから会長が委嘱する。
 - 3 顧問は役員会の議を経て会長が委嘱する。
- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
- 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 幹事は会長の指示を受け、会務を行う。
- 監査は本会の事業及び会計の監査にあたる。
- 顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応じ又は助言する。
- 第9条 役員の任期は1年とする。
- ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は任期満了後でも、後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第10条 役員会は役員をもって組織し、会長が招集する。
- 2 役員会は次の事項を審議決定する。
- (1)事業計画に関する事項
 - (2)予算に関する事項
 - (3)決算に関する事項
 - (4)その他会長が必要と認める重要事項
- 3 役員会は、役員総数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。
- 第11条 本会に評議員会をおき、評議員をもって組織する。
- 2 評議員会は毎年1回会長が招集し、次の事項を取り扱うものとする。
- (1)事業計画の承認
 - (2)予算、決算の承認
 - (3)会長及び監査の選出
 - (4)会則の改正
 - (5)その他役員会において重要と認める事項
- 3 臨時評議員会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 評議員会は、評議員総数の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定する。
 - 5 評議員は会員のうちから別に定める定数基準によって会長が委嘱する。
 - 6 評議員の任期は2年とする。
- ただし、再任を妨げない。
- 第12条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。
- 2 正会員の会費は 50,000 円とし、子女入学の際に納入する。

ただし、会員の子女が複数人在籍する等の場合において、会費を減免する。

なお、減免の詳細については、別に定める。

- 3 賛助会員の会費は 50,000 円以上とし、入会の際に納入する。

第13条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第14条 本会の事務局は、庶務、会計の事務にあたる。

- 2 本会に事務局長をおき、会長が委嘱する。

第15条 本会に地方支部をおくことができる。

附則

(1)この会則は昭和 42 年 4 月 13 日から施行する。

(2)この会の運用について必要な細則は役員会において別に定める。

(3)昭和 43 年 4 月 12 日 一部改正

(4)昭和 45 年 4 月 8 日 一部改正

(5)昭和 46 年 4 月 8 日 一部改正

(6)昭和 48 年 4 月 8 日 一部改正

(7)昭和 50 年 4 月 7 日 一部改正

(8)昭和 50 年 12 月 20 日 一部改正

(9)昭和 59 年 4 月 1 日 一部改正

(10)昭和 61 年 4 月 1 日 一部改正

(11)昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正

(12)平成 12 年 5 月 27 日 一部改正

(13)平成 28 年 5 月 21 日 一部改正

(14)平成 30 年 5 月 19 日 一部改正